

議員提出第3号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成25年2月28日

提出者

足立区議会議員	加藤和明
同	たきがみ明
同	吉岡茂
同	くじらい光治
同	針谷みきお
同	前野和男
同	あかし幸子
同	鈴木あきら
同	鹿浜昭
同	馬場信男
同	長井まさのり
同	ぬかが和子
同	浅古みつひさ

足立区議会議長 渡辺ひであき様

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

目次中

「第14章 会議録（第115条 第118条）
第15章 協議又は調整を行うための場（第119条） を
第16章 議員の派遣（第120条）
第17章 補則（第121条）」

「第14章 公聴会及び参考人（第115条 第121条）
第15章 会議録（第122条 第125条）
第16章 協議又は調整を行うための場（第126条） に改める。
第17章 議員の派遣（第127条）
第18章 補則（第128条）」

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第32条中「きめる」を「決める」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第49条第5項及び第52条第3項中「当って」を「当たって」に改める。

第67条中「聞くこと」を「聴くこと」に改める。

第17章中第121条を第128条とし、同章を第18章とする。

第16章中第120条を第127条とし、同章を第17章とする。

第15章中第119条を第126条とし、同章を第16章とする。

第14章中第118条を第125条とし、第117条を第124条とし、第116条を第123条とし、同章を第15章とする。

第115条第1項中「通り」を「とおり」に改め、同条を第122条とする。

第 1 3 章の次に次の 1 章を加える

第 1 4 章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第 1 1 5 条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 1 1 6 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 1 1 7 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 1 1 8 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 1 1 9 条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 1 2 0 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 1 2 1 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 1 1 8 条 (公述人の発言)、第 1 1 9 条 (議員と公述人の質疑) 及び前条 (代理人又は文書による意見の陳述) の規定を準用する。

別表中「 (第 1 1 9 条関係) 」を「 (第 1 2 6 条関係) 」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。